

障害福祉サービスから介護保険サービス移行までの流れ

障害福祉サービス

介護保険サービス

本人・支援者

現在利用中のサービスについて、障害福祉サービスを継続するものと介護保険サービスに移行するサービスについて理由を含めて整理してください。

65歳誕生日3ヶ月前

生活支援課

ご本人様の65歳の誕生日3ヶ月前～2ヶ月前にかけて、移行申請の案内を行います。移行申請の案内は、生活支援課の担当CWより、ご本人様または、計画相談支援に電話等で案内を行います。

本人・支援者

生活支援課からの移行申請案内後、要介護・要支援認定の申請を行ってください。（高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）や指定居宅介護支援事業者等による代理申請も可能です。）
要介護・要支援認定申請については、高齢介護課（TEL0798-35-3133）へご連絡ください。

高齢介護課

申請に基づいて、以下の事を行います。

①訪問調査

調査員がご自宅等を訪問し、心身の状況等について調査を行います。調査にはご家族様や支援者の方も立ち会うことができます。

②主治医意見書

申請者が申請時に指定した主治医に対し、心身の状況等についての意見書の提出を依頼します。

③介護認定審査会

①と②の資料が揃えば、保険・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会による審査・判定を行います。

なお、申請から認定までは通常1か月程度かかります。

本人・支援者

ケアマネジャー等が決まり、ケアプランが作成出来たら、生活支援課にケアプランを提出してください。

本人・支援者

介護認定が出ましたら、介護保険サービス利用に向けたケアプランを作成する必要があります。ケアプランは介護認定が要支援の方は、ご本人様のお住いの住所に応じた、高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）が作成し、要介護の方は、ケアマネジャーが作成します。
※ケアマネジャーについては、原則ご自身や家族で決めていただきます。ケアマネジャーの情報については、市ホームページやハートページ等で提供をしています。

生活支援課

提出されたケアプラン内容を確認して、介護保険に移行後も、引き続き障害福祉サービスにて支給決定するサービス内容について、受給者証等を発行しご本人様に送付します。

65歳誕生日到達

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について

本市では介護保険移行にあたり、障害福祉サービスとの併給について以下の通り整理しています。

- ・障害福祉サービスと介護保険サービスで内容が重複するサービスについては、介護保険サービスへ移行する。
- ・介護保険サービスに移行する場合、介護保険サービスの利用量が移行前の障害福祉サービスの利用量に満たない場合不足分を障害福祉サービスより支給する。不足分の支給に際して原則は区分支給限度基準額を使いきり、そのうち概ね半分程度は介護保険サービス移行の為に使用していること。
- ・障害福祉サービス固有のサービスや、介護保険サービスと重複する障害福祉サービスで本人の障害特性により介護保険サービスへの移行が困難な場合、障害福祉サービスを支給する。

ここでは実際に事例を交えて、介護保険移行の際のサービスについて確認をしてみます。

事例1 Aさんの事例

<Aさんの概要>

- ・身体障害者手帳2級（視力障害） ・障害支援区分3 ・所得区分 非課税世帯（利用者負担上限月額0円）

<65歳到達時に利用していたサービス>

- ・居宅介護30時間（家事援助20時間 身体介護10時間） ・同行援護 50時間/月 ・就労継続支援B型 週5日

<移行後の状況>

- ・居宅介護 → 介護保険サービスに移行
（介護保険単位数より介護保険サービス移行分が家事援助10時間 身体介護10時間分となった為、家事援助10時間分は引き続き障害福祉サービスで継続して利用）
- ・同行援護 → 障害福祉サービス固有のサービスの為、継続してサービス利用。
- ・就労継続支援B型 → 障害福祉サービス固有のサービスの為、継続してサービス利用。

<利用者負担額>

- 介護保険サービス移行前 → 障害福祉サービスは市民税非課税世帯は、利用者負担額0円となる。
↓ 介護保険移行
- 介護保険サービス移行後 → 介護保険サービスは市民税の課税・非課税に関わらず原則として1～3割の利用料金を負担 ※障害福祉サービス利用分は移行前と同じく利用者負担額0円となる。

事例2 Bさんの事例

<Bさんの概要>

- ・知的障害（療育手帳A） ・障害支援区分5 ・所得区分 生活保護世帯
- ※ Bさんの障害特性として、スケジュールや指示や声かけのタイミングへのこだわりが強く、指示や声かけがなかったりタイミングを間違えるとパニックになり、他害や自傷行為に及んでしまう。

<65歳到達時に利用していたサービス>

- ・共同生活援助 ・生活介護 週5日 移動支援月40時間 ・通院介助10時間

<移行後の状況>

- ・共同生活援助 → 共同生活援助は居住系サービス、生活介護はデイサービスと介護保険に類似サービスがある為、サービス移行の対象。ただし、Bさんについては概要に記載した障害特性から介護保険サービスの利用が難しいとの判断になり、引き続き障害福祉サービスでの利用となる。
- ・生活介護 →
- ・移動支援 → 障害福祉固有のサービスの為、継続してサービス利用。
- ・通院介助 → 介護保険サービスに移行

<利用者負担額>

- 介護保険サービス移行前 → 生活保護世帯の場合、障害福祉サービスの利用者負担額は0円となる。
↓ 介護保険移行
- 介護保険サービス移行後 → 生活保護世帯の場合、介護保険サービスの利用者負担額は生活保護の介護扶助から支給される為、原則、本人負担はない。ただし、収入状況等により、本人支払額が発生する場合がある。

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行についてQ&A

Q1. 65歳到達時の介護保険移行について対象者などがあるのか。

A1. 介護保険への移行が必要となるのは65歳到達時において、障害福祉サービスを利用している方が対象となります。また、65歳未満の方でも介護保険2号疾病に該当する方で生活保護を受給していない方の場合は同様の取り扱いとなります。

Q2. 現在利用している障害福祉サービスは介護保険移行後は利用出来なくなるのか。

A2. 介護保険の給付内容に相当するサービスは原則移行の対象となる為、障害福祉サービスで継続してご利用いただくことは出来ません。ただし障害福祉固有のサービスや介護保険に相当するサービスでも障害特性により介護保険での利用が難しい場合、障害福祉サービスを支給します。

Q3. 介護保険サービスだけでは移行前に比べるとサービス量が足りなくなってしまう。

A3. 介護保険で利用出来るサービス量が移行前のサービス量より不足する場合、不足分については障害福祉サービスより支給します。なお、不足分を支給する場合は、区分支給限度基準額を使い切り、そのうち概ね半分程度は介護保険サービス移行の為に使用してください。ただし、移行前に利用していた障害福祉サービスが障害福祉固有のサービスである場合や、他制度サービスも介護保険に移行させる必要がある場合等で、区分支給限度額の半分程度を利用出来ない場合には個別に検討を行いますので、生活支援課までご連絡ください。また、移行前に支給していたサービス量を超えての支給は出来ません。

Q4. 障害福祉固有のサービスや障害特性により介護保険への移行が難しいサービスとはどのようなサービスがあるのか。

A4. 障害福祉固有のサービスについては、例えば、同行援護や就労系サービスが該当します。また、障害特性を考慮し個別に判断するサービスとしては、生活介護や共同生活援助等が該当します。詳細については、別紙「障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行の併給について」をご確認ください。

Q5. これまで利用してきた障害福祉サービスでは利用者負担はなかったが、介護保険サービスへ移行した場合はどうなるのか。

A5. 障害福祉サービスにおいては、本人または本人に配偶者がいる場合はその配偶者の市町村民税が非課税または生活保護世帯の場合、利用者負担額は0円となります。介護保険サービスにおいては、原則としてサービスにかかった費用の1～3割の利用者負担が発生します。ただし、生活保護世帯の場合、介護保険サービスの利用者負担額は生活保護の介護扶助から支給されるため、原則として本人負担はありません。

Q6. 障害福祉サービスから介護保険に移行した場合、介護保険サービス利用料の軽減制度等はあるのか。

A6. 平成30年4月から、利用者及びその配偶者が市民税非課税又は生活保護世帯に該当し、65歳に達するまでの前5年間居宅介護など特定の障害福祉サービスを利用していた一定の条件を満たす方について、訪問介護など特定の介護保険サービス利用料を還付する「新高額障害福祉サービス等給付費」が開始されております。制度の詳細につきましては、下記の西宮市ホームページ（ページ番号：15932716 障害のある人の障害福祉サービス）の「新高額障害福祉サービス等給付費」をご覧ください。障害福祉課事務チーム（0798-35-3780）までご連絡をお願いします。

ホームページアドレス <https://www.nishi.or.jp/kenko/fukushi/shogaifukushi/shogaiservice.html>

Q7. 介護保険認定を申請したころ、認定が非該当となったがどのようにすればよいか。

A7. 介護認定が非該当となった場合、65歳到達前と同様のサービスを障害福祉サービスにて引き続き支給することになります。

Q8. 介護保険移行後に障害福祉サービスと介護保険サービスを併給して利用している。この度、介護保険の要介護認定の更新手続きの際に介護度が変更になったが、このような場合はどうすればよいか。

A8. 障害福祉サービスと介護保険サービスを併給していて介護度が変更になった場合、固有サービスや障害特性により障害福祉サービスを利用している場合は、障害福祉サービスに関しての手続きは必要ありません。ただし、居宅介護等移行前のサービスと同程度のサービス内容を維持する目的で障害福祉サービスを併給している場合は、利用調整が必要になりますので生活支援課にご連絡ください。

障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行の併給について

サービス内容	併給の可否	
	40歳以上65歳未満 (第2号被保険者)	65歳以上 (第1号被保険者)
居宅介護	△ (※1)	△ (※1)
重度訪問介護	△ (※1)	△ (※1)
同行援護	○	○
行動援護	○	○
移動支援	○	○
生活介護	△ (※1)	△ (※1)
自立訓練 (機能訓練)	○	○
自立訓練 (生活訓練)	○	○
就労移行支援	○	△ (※2)
就労継続支援A型	○	△ (※2)
就労継続支援B型	○	○
療養介護	○	○
施設入所支援	△ (※3)	△ (※3)
宿泊型自立訓練	○	○
共同生活援助	△ (※3)	△ (※4)
短期入所	△ (※3)	△ (※3)
日中一時支援	△ (※3)	△ (※3)
重度障害者等包括支援	△ (※3)	△ (※3)
就労定着支援	○	○
自立生活援助	○	○
地域移行支援	○	○
地域定着支援	○	○

※1 介護保険の区分支給限度基準額を使い切った上で、介護保険対象者となる以前と同様の支援を受けることができない場合は、不足する支給量を障害福祉サービスにて支給決定します。

※2 65歳に到達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けており、65歳に達する前日に当該障害福祉サービスの支給決定を受けていた場合においては、利用することができます。

※3 個別検討となります。担当窓口にご相談ください。

※4 身体障害者にあつては、65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限ります。